

島根県事業承継新事業活動等支援補助金

【令和8年度公募要領】

中小企業課

1. 事業承継新事業活動等支援補助金について

本補助金は、中小企業の事業承継を契機とした新たな取組にかかる経費の一部を補助することにより、円滑な事業承継を促進し、地域経済を支える県内中小企業の維持及び発展を目的としています。

2. 補助事業の対象事業者

補助事業の対象事業者は、以下の共通要件及び個別要件を満たすものとします。

【共通要件】

- ア みなし大企業（※1）でないこと。
- イ 島根県税の滞納がないこと。
- ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する事業者でないこと。
- エ 日本標準産業分類大分類における農業、林業、漁業を行う事業者でないこと。
- オ 競輪・競馬等の競走場を行う事業者でないこと。
- カ 競輪・競馬等の競技団を行う事業者でないこと。
- キ 芸ぎ業（置屋、検番を除く。）を行う事業者でないこと。
- ク 娯楽に付帯するサービス業のうち、場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業を行う事業者でないこと。
- ケ 宗教、政治・経済・文化団体を行う事業者でないこと。
- コ 公序良俗に問題のある事業又は公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業を行う事業者でないこと。
- サ 間接補助事業が、国又は県の他の補助金等を活用する同一の事業でないこと。
- シ 支援機関（※2）による支援体制が整っていること。
- ス 法人にあっては、県内に登記簿上の本店及び主たる事業所を有し、議決権の過半数が県内に本店を有する法人又は県内に住民票を有する個人の保有であること。個人事業主にあっては、県内に住民票上の住所地及び主たる事業所を有すること。

【個別要件】

項目	内容
新たな取組に関する要件	本補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日時点で65歳未満の後継者又は後継予定者が中心となって行う、新商品若しくは新役務の開発、販路開拓等により収益力の向上を図る、新たな取組を主たる内容とする事業計画を有していること

事業承継に関する要件	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>①事業承継前 後継予定者が決まっており、本補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日時点から5年以内に代表者の交代をする事業承継計画を有し、株の過半数を引き継ぐ計画（個人事業者が承継する場合は除く）を有していること ただし、代表者の交代、株の過半数の譲渡の要件のうちいずれか一方をすでに満たしている場合は、その満たした時点の会計年度の末日から5年以内に、残りの要件を満たす計画（個人事業者が承継する場合は除く）としていること</p> <p>②事業承継後（※3） 本補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日時点で事業承継実施後2年以内であること</p>
------------	--

※1みなし大企業

発行済株式の総数又は出資価格の総額の二分の一以上を同一の大企業（中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合を除く。以下同じ。）が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資価格の総額の三分の二以上を大企業が所有している中小企業者又は大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の二分の一以上を占めている中小企業者をいう。

※2支援機関

最寄りの商工会議所・商工会、島根県中小企業団体中央会、公益財団法人しまね産業振興財団

※3事業承継後

個人事業者にあつては、代表の交代及び事業譲渡等により経営資源を引き継いでいることをいう。代表交代とは、前代表が廃業届を出し、現代表が開業届を出している状態をいう。

法人にあつては、代表の交代及び株式の過半数の譲渡を受けて経営資源を引き継いでいることをいう。なお、代表の交代とは、後継者が代表権を有し、前経営者が代表権を有していない状態をいう。また、第三者承継においては、前代表の全株式の譲渡を受けていること。

3. 補助率、補助上限、補助対象経費

補助率	補助上限	補助対象経費
1/2 ただし、法承認等がある場合又は起業者の場合は2/3	100万円 ただし、法承認等がある場合又は起業者の場合は200万円	原材料費、産業財産権取得費、市場調査費、備品機械設備等購入費、施設改修費、撤去費、IT導入費、研修経費、外注費、広報費、展示会等経費、県外店舗等借入・機械器具リース費、雑役務費、幹部人材募集経費

4. 事業者の補助対象期間 令和9年2月26日（金）まで

5. 公募期間

以下のとおり、4回の公募を予定しております。ただし、予算上限に達した場合、公募を終了することがありますので、申請前に県のHPをご確認ください。

- 第1回 令和8年3月26日(木)～令和8年4月24日(金)
 第2回 令和8年5月1日(金)～令和8年5月29日(金)
 第3回 令和8年7月1日(水)～令和8年7月31日(金)
 第4回 令和8年9月1日(火)～令和8年9月30日(水)

6. 申請書提出先

- ・申請事業者は、公募期間内に以下の支援機関へ提出してください。(17時必着)
- ・支援機関は、翌月10日(休日の場合は前日、ただし第1回は5月15日)までに以下の事務局へ送付してください。(17時必着)

申請者・提出者	申請先・提出先
申請事業者 (現代表)	以下のいずれかの支援機関へ提出 <ul style="list-style-type: none"> ・最寄りの商工会議所 ・最寄りの商工会 ・島根県中小企業団体中央会 ・公益財団法人しまね産業振興財団
支援機関	申請事業者の住所若しくは主たる事業所又は工場の所在地により、以下のとおり県の事務局へ送付 <ul style="list-style-type: none"> ・浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡及び鹿足郡 ⇒西部県民センター石見地域振興部(地域・商工・観光) ・浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡及び鹿足郡<u>以外</u> ⇒島根県商工労働部中小企業課

7. 申請書類

申請書類等は以下の表に基づき、申請してください。

申請者提出書類		交付申請書(交付要綱様式第1-1、1-2号)
		事業実施計画書(交付要綱様式第1-1、1-2号関係)
		事業収支予算書(交付要綱様式第1-1、1-2号関係)
		補助対象経費の見積書等(県内中小企業者への優先発注にと務めること)(税込10万以上の場合、相見積)
		申請直近2期の決算書
		県税納税証明書(全項目に滞納がない旨の証明、写し可) ^{※1}
個人の場合		住民票(申請時経営者のもの、個人番号の表示がないもの、写しでも可) ^{※1}
	事業承継前	事業承継推進員等の確認した事業承継計画書の写し
	事業承継後	先代の廃業届および後継者の開業届の写し、事業譲渡契約書など、事業承継の事実が確認できるもの
法人の場合		履歴事項全部証明書(写しでも可) ^{※1}
	事業承継前	事業承継推進員等の確認した事業承継計画書の写し

	事業承継後	代表者変更登記済みの履歴事項全部証明書、株の過半数の譲渡を受けたことが分かる株主記載事項証明書、決算書別表2等、事業承継の事実が確認できるもの
優遇措置を受ける場合	法承認等	経営革新計画の承認、経営力向上計画の認定、又は先端設備等導入計画の認定を受けた事業の申請書類と承認書等の写し※2
	起業者	セミナー等の修了証等の写し※3
企業の概要がわかるもの（パンフレット等）がある場合は提出してください。		

※1 申請日基準で、3カ月以内のものを提出のこと

※2 承認書の写しは、交付決定までに提出のこと

※3 修了書等の写しは、遅くとも実績報告書までに提出のこと

8. 審査

審査は以下のとおり実施します。

- ・各事務局が審査委員会の日程を申請後に決定し、開催します。
- ・原則、後継者（後継予定者）に、事業計画についての説明をしていただきます。
- ・その説明を受け、審査員が審査し、対象事業者を決定します。
- ・審査委員会の詳細は申請者及び支援機関に別途お知らせいたします。
- ・審査の結果に関する異議申し立ては、受け付けません。
- ・採択となった場合、交付決定日以前に事業の着手が行われたもの（発注や契約など）は補助金の対象と認められません。

9. 公表

採択された事業については、事業主体名、事業名（テーマ）を公表させていただきます。

10. 法承認等（経営革新計画、経営力向上計画又は先端設備等導入計画）について

優遇措置を受ける場合、公募期間終了までに経営革新計画、経営力向上計画又は先端設備等導入計画を申請し、交付決定日までに法承認等を受けている必要があります。

11. 起業者について

優遇措置を受ける場合、間接補助対象期間末日までに、経営、財務、人材育成、販路開拓の4分野の知識を得ることができる起業創業に関するセミナー等を受講したことが、修了証等により確認できること。島根県後継者人材バンクに登録していること。引き継いだ事業を今後も継続実行すると認められる必要があります。

12. その他

- ・中小企業信用保険法施行令第1条第1項で指定されている業種は申請対象外です。
- ・補助金の詳細については、要綱、手引きをご確認ください。島根県中小企業課ホームページ（以下URL）で公開しています。
<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/chusho/syoukei.html>

13. お問い合わせ先

（1）計画策定や申請に関すること

- ・申請書提出先（上記6）の支援機関にお問い合わせください。

(2) 県の担当窓口

【出雲・隠岐圏域】島根県商工労働部中小企業課（経営力強化支援室）

〒690-8501 松江市殿町1（県庁本庁舎2階）

電話：0852-22-5354 FAX：0852-22-5781

【石見圏域】西部県民センター石見地域振興部（地域・商工・観光）

〒697-0041 浜田市片庭町254（浜田合同庁舎2階）

電話：0855-29-5649 FAX：0855-22-5306